

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター  
消化ガス発電設備整備事業

事業者公募要項

平成 19 年 11 月

横浜市環境創造局

## 目 次

第1章 事業の内容 .....	1
1 事業の名称 .....	1
2 公共施設等の管理者 .....	1
3 事業場所 .....	1
4 事業の背景と目的 .....	1
5 事業の内容 .....	2
6 事業期間 .....	4
第2章 応募者の資格 .....	5
1 基本的要件 .....	5
2 応募者が備えるべき応募資格要件 .....	5
3 応募者及び協力会社の資格要件 .....	6
4 応募にあたっての留意点 .....	7
第3章 公募日程 .....	8
1 公募及び選定の方針 .....	8
2 公募及び選定の日程（予定） .....	8
第4章 応募手続 .....	9
1 公募要項に関する現場説明会 .....	9
2 希望者による現地調査 .....	9
3 関心表明書の受付 .....	10
4 公募要項等への第1回質問・意見の受付及び回答 .....	10
5 資格確認申請書の受付 .....	11
6 公募要項等への第2回質問の受付及び回答 .....	12
7 応募手続の留意事項 .....	13
8 提案書類の提出 .....	14
9 応募に当たっての留意事項 .....	14
10 応募の無効 .....	15
11 応募に必要な書類を示す場所 .....	15
12 公募要項等の交付 .....	16
第5章 優先交渉権者の決定方法等 .....	17
1 優先交渉権者の決定方法 .....	17
2 審査委員会 .....	17
3 審査結果の通知及び公表 .....	17
第6章 優先交渉権者決定後の手続 .....	18
1 基本協定の締結 .....	18
2 特定目的会社の設立 .....	18
3 契約書の作成 .....	18
4 手続における交渉の有無 .....	18
5 次順位の応募者との協議 .....	18
6 事業契約の締結 .....	18
7 P F I事業者の権利義務等の制限 .....	19
8 契約に関わるその他の留意事項 .....	19
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	21
1 法制上及び税制上の措置 .....	21
2 財政上及び金融上の支援 .....	21
第8章 事業実施 .....	22
1 基本的考え方 .....	22

2	P F I事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等 .....	22
第9章	その他.....	24
1	その他の留意点.....	24
2	事務を担当する所属（問合わせ先） .....	24

## 第1章 事業の内容

### 1 事業の名称

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業(以下「本事業」という。)

### 2 公共施設等の管理者

横浜市長 中田宏

### 3 事業場所

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地の1

### 4 事業の背景と目的

横浜市(以下「市」という。)の北部汚泥資源化センター(以下「センター」という。)は、市北部の5カ所の水再生センターから発生する汚泥を処理している。汚泥処理の過程では副生成物として消化ガスが発生するが、この消化ガスはメタンを約60%含むバイオガスである。現在、センターでは、約1,200万Nm<sup>3</sup>/年の消化ガスを燃料として、ガスエンジン発電設備により約2,500万kWh/年(標準的家庭7,100世帯相当)を発電している。その電気でセンターの消費電力量の約8割を賄っており、循環型社会に貢献している。また、このことによりCO<sub>2</sub>の削減にも効果がある。

現在稼働しているガスエンジン発電設備は、昭和62年に3機を設置・運転開始し、順次必要な容量を増設している。しかし、初期に導入したガス発電設備4機は更新が必要な時期を迎えている。

この設備の整備にあたり、PFI事業手法を適用し民間の持つ資金、経営能力及び技術的なノウハウ等を活用し、建設及び維持管理コストの低減を図ることが求められる。市では、この事業の主旨、条件を十分理解した上で民間事業者の自由な提案を期待するものである。

#### 現状のガスエンジン発電設備の設置状況

号機	10	20	30	40	50
出力(kw)	920	920	920	920	1,100
稼働開始	昭和62年度			昭和63年度	平成8年度

本事業の目的は次のとおりである。

- (1) 更新対象の消化ガス発電設備(以下「更新対象既設発電設備」という。)の更新を行い、消化ガスを効率的に利用し発電及び温水供給を行う。
- (2) PFI方式を導入し、従来方式以上の建設・維持管理にかかるコストの削減を図る。
- (3) 消化ガスを効率的に有効利用することにより、化石燃料の使用を減らし環境負荷を軽減する。

## 5 事業の内容

### (1) 業務概要及び事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という)に基づき、センター内にある更新対象である既設発電設備4機について、PFI事業者(提案事業者を含む、本PFI事業を行う民間事業者の総称)が設備を更新建設した後、市に所有権を移転し、事業期間中における既設発電設備を含めた消化ガス発電設備全体の維持管理業務等を遂行する方式(BTO方式)により実施する。

なお、消化ガスとは下水汚泥の処理過程で消化タンクから発生するメタンガスを主成分とするガスを指す。

#### ア 新規発電設備

BTO(Build Transfer Operate)方式。

#### イ 更新対象外既設発電設備(50号機)

50号機の取扱いは応募者の提案による(ただし、事業期間中の廃棄は認めない)。

### (2) 事業の内容

#### ア 設備の更新建設

PFI事業者は、既設発電設備のうち4機について、その設計、スケジュールにより、平成21年度末を期限に、順次更新建設し、その所有権を市に移転する。発電設備は既存の発電機棟内に設置する。

#### イ 汚泥消化ガスを活用した電力・温水供給

PFI事業者は、市から、一定の組成を持つ消化ガスを受け取り(既存焼却炉設備、燃料電池、空調設備使用量を除く)、その全量をセンターに対する電力及び温水供給に用いる。

#### ウ 既設及び新規発電設備等の運営及び維持管理

PFI事業者は、更新後の設備及び更新対象とならない設備を使用する場合は、市から使用許可を受け、その責任と費用負担において運営し、市に電力及び温水を供給する。

市は、電力料金及び温水料金を支払う。

既設の発電設備5機のうち更新対象の4機(10号機から40号機まで)はその更新時まで横浜市が維持管理及び運営を行う。更新対象とならない1機(50号機)は平成22年3月31日まで横浜市が維持管理及び運営を行い、平成22年4月1日以降の事業期間中における取扱いは、事業者の提案によるものとする。新規発電設備については、市に所有権を移転した後、その使用許可を受け、PFI事業者が維持管理及び運営を行う。また、発電機棟の一部保守管理(大規模修繕を除く)業務、清掃業務、環境測定及び環境基準遵守業務、警備業務、見学者対応業務、ISO14001対応業務を行う。

### (3) 更新の範囲

更新する設備の主要範囲は次のとおりとする。

- ア ガスエンジン発電機に関わる機械設備および電気設備。
- イ 消化ガス供給配管以降、ガスエンジン発電機までの必要な設備。
- ウ ガスエンジン発電機からエンジン冷却用の冷却水槽（冷却水槽を含む）、消化タンク加温用の温水槽（温水槽を含む）までの必要な設備。

### (4) 事業規模等

この事業に関する設備の能力その他事業規模は、次のとおりとする。

#### ア 電力の供給能力

P F I 事業者は、既存の設備を市が供給する消化ガスに見合った設備に更新し、運営及び維持管理を行う。更新工事期間中及び定期修繕中においても、消化ガスを全量、適正に消費すること。

#### イ 温水の供給能力

センターの需要に応じ、次のとおりの温水を供給するものとする。なお詳細な供給条件は、業務要求水準書を参照すること。

消化タンク加温必要熱量：（最大時）11,000MJ/時

供給水量：約6.6m<sup>3</sup>/分以上

供給温度：約70 以上

汚泥管理棟空調用：約90 以上

#### ウ 消化ガスの供給

市はP F I 事業者に対して消化ガスを供給する。詳細な供給条件は業務要求水準書を参照すること。なお、市側には以下のガス貯留装置がある。

ガス貯留可能量

(ア) 低圧ガスホルダ 容量 8,000m<sup>3</sup> × 2基

(イ) 中圧球形ガス貯留タンク

幾何容積 2,200m<sup>3</sup> × 2基

設計圧力 0.97MPa

使用圧力 0.39 ~ 0.59MPa

安全弁設定圧力 0.97MPa

ガスホルダから発電設備に至るパイプ径 ガスエンジン入口 300A

#### エ 消化ガス使用量

P F I 事業者は、市から受け取った消化ガスの全量を電力及び温水供給に利用すること。ただし、更新工事期間中及び定期修繕中等のやむを得ない場合は、市側の既存安全燃焼装置をその燃焼容量の範囲内で利用可能とするが、その場合でも業務水準書で定める条件に従い温水供給を行わなければならない。

バーナ（安全燃焼装置）の仕様 処理ガス量 500Nm<sup>3</sup>/h

## (5) P F I事業者の収入

### ア 対価の構成

P F I事業者の収入は、設備の更新建設工事に伴う対価並びに電力及び温水供給の対価からなる。電力供給の対価は、固定費等からなる基本料金と変動費からなる従量料金によって構成される。温水供給の対価は、固定費からなる基本料金のみである。

### イ 補助金の適用

本事業は下水道事業に係る国庫負担・補助事業を予定している。従来の類似事業では撤去費を含む建設費55%、設計費50%の補助率であるが、補助対象範囲は国との協議により補助申請時に決まる。ただし原則として、現有施設の単なる補修などは国庫補助対象外である。優先交渉権者は、市が国庫負担・補助金を受領できるよう、協力することとする。

### ウ 建設負担金の納付と引き渡し時の精算

P F I事業者は、事業契約締結後、新規発電設備等の工事完了に伴う対価支払に先立ち、当該対価のうち補助金受領予定額を除く額に相当する額を市に負担金として支払う。市は国から本市に交付された補助金と、事業者から本市に支払われた建設負担金相当額を併せて、新規発電設備等の工事完了・所有権移転時に支払う。

なおP F I事業者が前払保証を行うことにより、P F I事業者は設計費については当該年度に支払われる額の3割、建設工事費については当該年度に支払われる額の4割までの前払いを受けることができる。また、更新建設期間中の各年度末には当該年度の出来形に応じた支払いを受けることができる。

### エ 電力及び温水供給の対価

市は更新建設工事費のうち国庫補助金受領予定相当額を除く額（建設負担金相当額）及びそれに伴う支払利息並びに維持管理・運営に係る費用等から構成される対価を、維持管理・運営期間にわたってP F I事業者に対して支払う。ただし、これらの対価の支払は新規発電設備の供用開始後からとする。

## 6 事業期間

事業期間は平成20年度の契約締結日から平成42年3月31日までとし、更新建設の完了した新設設備から順次運営及び維持管理を始め、全面供給期間を平成22年4月1日より20年間とする。

なお、全面供給開始までに既設発電設備の解体撤去も含めて更新建設工事を完了しなくてはならない。

### 事業スケジュール（予定）

平成20年度	事業契約締結
平成20年度	着手
平成22年4月1日	全面供給開始期限

## 第2章 応募者の資格

### 1 基本的要件

- (1) 応募者は、発電設備を建設する企業（以下「建設企業」という）維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という）運営を行う企業のいずれをも含む者であることとし、1社（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）で応募することも可能であるが、グループで応募する場合は代表者（以下「グループ代表者」という。）を定めるものとする。
- (2) 応募者は、事業契約締結までに本事業を実施する特別目的会社を会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社として設立するものとする。グループで応募した場合のグループ代表者は必ず特別目的会社への出資を行うものとし、グループ代表者を含む応募グループで株主総会の全議決権の過半数を保持しなければならない。また、グループで応募した場合のグループ代表者は総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする。
- (3) 特別目的会社は本事業の業務を、応募企業又は応募グループの各構成員並びに協力会社（協力会社とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下「協力会社」という。）に携わらせることができる。この場合、第4章3に掲げる関心表明書及び第4章5に掲げる資格確認申請書において各企業名及び携わる業務等を明記しておくことを要する。
- (4) 関心表明書を提出した応募グループの構成員及び協力会社の変更は、資格確認申請書受付までとし、それ以降の変更は原則的に認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。
- (5) 応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社のうちの一社が、本事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務については、業務範囲を明確にした上で応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えない。

### 2 応募者が備えるべき応募資格要件

応募企業又は応募グループ構成員は、第4章5（2）で定める応募資格の資格確認基準日（以下（「資格確認基準日」という。）において、以下の参加資格要件を満たすことが必要である。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 平成19年12月18日（資格確認基準日）から事業契約締結までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく横浜市一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けていない者であること。

ただし、横浜市一般競争参加止及び指名停止等措置要綱別表第1の契約違反及び事項等に基づく措置基準7または8に該当するもので、一般競争参加停止及び指名停止期間が2週間以内のものであり、かつ法令違反を理由とするものでない場合は、この限りでない。

- (3) 債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (4) 平成17年12月19日以降に、銀行取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てを行った者が、更生計画の開始決定又は再生計画の開始決定を受けた後、再度の競争入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格の再認定を受けたときを除く。
- (5) 市が本事業に係る金融、法務、技術等に関するアドバイザリー契約を締結した株式会社浜銀総合研究所、並びに株式会社浜銀総合研究所がアドバイザリー業務において提携関係にある株式会社日水コン及び東京青山・青木・狛法律事務所（以下「本件アドバイザー」という。）若しくは本件アドバイザーと資本面又は人事面において関連がある者でないこと。また、本事業に関連した契約を本件アドバイザーと締結した者でないこと。なお、資本面もしくは人事面において関連がある者とは、次の者をいう。
  - ア 本件アドバイザーの発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - イ 代表権を有する役員が、本件アドバイザーの代表権を有する役員を兼ねている者。
- (6) 横浜市PFI事業審査委員会の委員が属する組織、企業またはその組織、企業と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。
- (7) 応募企業又は応募グループの各構成員が、別の応募企業又は応募グループの構成員として重複参加していないこと。

### 3 応募者及び協力会社の資格要件

応募者及び協力会社のうち、建設及び維持管理の業務に当たる者は、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。また同一業務を複数の者で実施する場合は、そのすべての者が当該業務の要件を満たすこと。

#### (1) 建設企業

平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「電気」又は「機械器具設備」に登録が認められている者であること。

#### (2) 維持管理企業

ア 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において

横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱別表1の「4 委託」に定める営業種目のいずれかに登録を認められている者であること。

イ 維持管理業務の遂行において、担当する業務遂行に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。

(3) 前項(1)(2)に規定する登録のない者は、横浜市一般競争入札有資格者名簿への登載手続を行うものとする。

#### 4 応募にあたっての留意点

(1) 既設発電設備の設置事業者や運営・維持管理事業者に対して、既設発電設備の撤去工事及び維持管理、点検補修等の業務のうち他の事業者では請負うことのできない業務を委託する場合は、当該事業者を資格確認申請を含む各様式に協力会社として記載しなくてもよい。

(2) 応募企業又は応募グループの各構成員は自らが参加した応募グループが優先交渉権者として選定されなかった場合には、市がPFI事業者と特定事業契約を締結後、PFI事業者に協力することができる。

### 第3章 公募日程

#### 1 公募及び選定の方針

本事業の公募、選定は公募型プロポーザル方式によるものとする。

#### 2 公募及び選定の日程（予定）

平成19年11月20日	公募要項の公表
平成19年11月21日	現場説明会への参加申し込みの締切
平成19年11月22日	公募要項に関する現場説明会 現地調査の実施申し込みの締切
平成19年11月28日 ～平成19年11月30日	希望者による現地調査実施
平成19年11月20日 ～平成19年11月29日	関心表明書の受付・締切
平成19年12月3日 ～平成19年12月7日	公募要項等への第1回質問受付・締切
平成19年12月17日 ～平成19年12月18日	資格確認申請受付・締切
平成19年12月20日	公募要項等への第1回質問への回答公表
平成19年12月20日 ～平成19年12月28日	公募要項等への第2回質問受付・締切
平成20年1月7日	資格確認通知
平成20年1月16日	公募要項等への第2回質問への回答公表
平成20年2月1日 ～平成20年2月8日	提案受付・締切（郵送可）
平成20年3月	優先交渉権者の選定
平成20年度	事業契約締結

公募要項の内容あるいはスケジュール等に変更が必要な場合には、公募要項の公表と同じ方法で速やかに公表する。

## 第4章 応募手続

### 1 公募要項に関する現場説明会

下記の要領で公募要項に関する説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成19年11月22日(木) 午前10時00分

(2) 開催場所

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地の1

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター

(3) 説明会への参加申し込み方法

本公募要項に関する説明会に参加を希望する者は、申込書(様式1)を利用して、電子メール又は、FAXにて申し込むこと。

なお、説明会への参加は1社3名までとし、当日は本書を持参すること。

申し込み期限	平成19年11月21日(水) 午後5時15分まで
受付方法	電子メール又はFAX
申込書の様式	MS-Word準じる形式で作成した様式1の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス又は、FAX番号宛まで送信すること。
送付先アドレス 及びFAX番号	ks-gaspfi@city.yokohama.jp 045-663-4313

### 2 希望者による現地調査

下記の要領で希望者に対して現地調査を可能とする。

(1) 開催日時

平成19年11月28日(水)～平成19年11月30日(金)

午前、午後各1回3時間程度

(2) 開催場所

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地の1

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター

(3) 現地調査の実施申し込み方法

現地調査を希望する者は、申込書(様式1)を利用して、電子メール又は、FAXにて申し込むこと。

なお、現地調査への参加は1社5名までとすること。

申し込み期限	平成19年11月22日(木) 午後5時15分まで
受付方法	電子メール又は、FAX
申込書の様式	MS-Word に準じる形式で作成した様式2の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス又は、FAX番号宛まで送信すること。
送付先アドレス 及びFAX番号	ks-gaspfi@city.yokohama.jp 045-663-4313

### 3 関心表明書の受付

応募者は、関心表明書の提出が必要となる。様式3-1及び3-2の書式を用いて作成すること。

グループで応募する場合は、その代表者となることを予定している者が、関心表明書を提出することが必要となる。代表者となることを予定していない者については、代表者が提出する関心表明書に構成員または協力会社として明示されている場合には、必ずしも関心表明書の提出は必要ない。

なお、提出した者が応募しないことは可能である。

関心表明書の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成19年11月20日(火) ～ 平成19年11月29日(木) 土曜日、日曜日及び祝日を除く 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時15分まで
受付方法	下記窓口のみにて受け付ける。
申込書の様式	MS-Word に準じる形式で作成した様式3の書式を用いて作成すること。
問い合わせ先及び 関心表明書提出先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市環境創造局 環境施設部 設備課 (関内中央ビル8階) 電話 045-671-2851

### 4 公募要項等への第1回質問・意見の受付及び回答

#### (1) 質問・意見の受付

本公募要項等に関する第1回目の質問又は意見の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成19年12月3日(月) ～ 平成19年12月7日(金)午後5時15分まで
受付方法	電子メールによる送信のみ受け付ける。
質問又は意見の様式	MS-Excel に準じる形式で作成した様式4の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛送信すること。な

	お、電子メール送信後、土曜・日曜日を除く24時間以内に当該メール到着の確認のためのメールが返信されないときは、速やかに下記事務局宛連絡すること。
質問又は意見の送付先アドレス	ks-gaspfi@city.yokohama.jp
Eメール到着確認に関する問い合わせ先	横浜市環境創造局 環境施設部 設備課 電話 045-671-2851

(2) 質問への回答

第1回目の質問に関する回答は、横浜市環境創造局ホームページで公表する。なお、市が意見と判断した質問に対しては、回答は行わない場合がある。

公表日(予定)	平成19年12月20日(木)
回答方法	横浜市環境創造局ホームページで公表

5 資格確認申請書の受付

応募する者は、第2章に掲げる応募者の資格要件を有することを証明するため、以下のとおり資格確認申請書を提出し応募参加資格の確認を受けることが必要である。

なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者及び応募資格がないとされた者は本事業に応募することはできない。

(1) 資格確認申請書の受付期間、場所及び方法

資格確認申請書の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成19年12月17日(月)～平成19年12月18日(火) 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時15分まで
受付方法	下記窓口のみにて受け付ける。
問い合わせ先及び資格確認申請書提出先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市環境創造局 環境施設部 設備課 (関内中央ビル8階) 電話 045-671-2851

(2) 資格確認申請書の確認基準日及び作成要領

資格確認申請書は、次の資格確認基準日を基準として、提案書類記載要領及び様式集に定めるところに従い作成するものとする。

資格確認基準日 平成19年12月18日(火)

(3) 資格確認結果の通知

資格確認申請の確認結果通知は、資格確認申請書を提出した応募企業又は応募グループの代表者に対して、文書により平成20年1月7日(月)までに通知する。

(4) 応募資格がないとされた場合の扱い

応募資格の確認により、応募資格がないとされた者は、応募資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 説明を求める場合の手続

受付期間	平成20年1月8日(火)～平成20年1月10日(木) 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時15分まで
受付方法	説明要求の書面(様式自由)を下記窓口のみにて受け付ける。
問い合わせ先及び説明要求書提出先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市環境創造局 環境施設部 設備課 (関内中央ビル8階) 電話 045-671-2851

イ 説明要求に対する回答

平成20年1月15日(火)までに回答する予定である。

6 公募要項等への第2回質問の受付及び回答

(1) 質問・意見の受付

本公募要項等に関する第2回目の質問又は意見の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成19年12月20日(木) ～平成19年12月28日(金)午後5時15分まで
受付方法	電子メールによる送信のみ受け付ける。
質問又は意見の様式	MS-Excelに準じる形式で作成した様式5の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛送信すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜日を除く24時間以内に当該メール到着の確認のためのメールが返信されないときは、速やかに下記事務局宛連絡すること。
質問又は意見の送付先アドレス	ks-gaspfi@city.yokohama.jp
Eメール到着確認に関する問い合わせ先	横浜市環境創造局 環境施設部 設備課 電話 045-671-2851

(2) 質問への回答

第2回目の質問に関する回答は、横浜市環境創造局ホームページで公表する。なお、市が意見と判断した質問に対しては、回答は行わない場合がある。

公表日(予定)	平成20年1月16日(水)
回答方法	横浜市環境創造局ホームページにて公表する。

## 7 応募手続の留意事項

### (1) 応募グループの各構成員又は協力会社の変更等

資格確認後は、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として、認めない。

ただし、やむを得ない事情（応募資格要件に該当する場合を除く。）が生じ、グループ代表者以外の応募グループの各構成員又は協力会社を変更、追加又はその携わる予定業務を変更することが必要となったときには以下のとおりとする。なお、変更した場合には、速やかに変更後の該当様式を提出すること。

#### ア グループ代表者以外の応募グループの各構成員に係る変更

市と協議の上、提案書類提出日の7日前までに限り、市の承諾を条件に変更することができる。

応募者グループの各構成員を変更又は追加する場合には、変更又は追加する構成員が、第2章 2.に掲げる参加資格要件を満たすことを証明しなければならない。

#### イ 協力会社に係る変更

市と協議の上、提案書類提出日の7日前までに限り、市の承諾を条件に変更することができる。

### (2) 応募を辞退する場合

関心表明以後、応募者が提案書の提出を辞退する場合は、応募辞退届（「提案書類記載要領及び様式集」様式3）を平成20年1月28日（月）までのうち、できるだけ速やかに横浜市環境創造局環境施設部設備課に提出する。

### (3) 資格確認後に資格を欠く事象が発生した場合

応募資格を有するとの確認を受けた者が、その後提案書受付締切日までに、第2章で定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、応募することはできない。

なお、提案書受付締切日以降優先交渉権者の決定日までに、応募を行った者が、指名停止等に該当する場合には、当該応募者は失格とする。

### (4) 応募手続に係る費用

関心表明書及び資格確認申請書並びに関連する証明書・資料等の各書類（以下「応募手続書類」という。）及び電子メールの作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

### (5) 応募手続書類の使用

市は、応募手続書類を本事業以外に提出者に無断で使用しない。

### (6) 提出期限経過後の資格確認申請書の差し替え等

上記(1)ただし書に該当する場合を除き、提出期限経過後における資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。

## 8 提案書類の提出

応募する者（グループで応募する場合は、グループ代表者）は、次により提案書その他の必要書類を提出すること。なお、提案書類については、本公募要項のほか「提案書類記載要領及び様式集」を参照すること。

### (1) 提案書類を持参する場合

受付期間	平成20年2月1（金）～平成20年2月8日（金）土曜日及び日曜日を除く午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時15分
提案書類提出先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市環境創造局 環境施設部 設備課（関内中央ビル8階） 電話 045-671-2851

### (2) 提案書類を郵送する場合

提案書類を郵送する場合は、封筒に「北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業提案書類在中」と朱書きの上、郵便書留により上記提案書類提出先に平成20年2月8日（金）午後5時15分までに到着するように送付すること。

## 9 応募に当たっての留意事項

### (1) 公募要項等の承諾

応募者は、公募要項及び事業契約書（案）の記載内容を承諾の上、応募すること。

### (2) 応募の辞退

応募資格の確認を受けた応募者が、第4章 8の応募書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

### (3) 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、本事業に関する提案書類の著作権はその作成者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、提出された書類については、返却しない。

### (4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

### (5) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

(7) 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。ただし、提案書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(8) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(9) 契約保証金

ア P F I事業者は、契約締結と同時に、更新建設工事費の10%に相当する金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、横浜市工事請負等競争参加心得7条第4項及び第27条第3項第1号に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払に代えることができる。

イ アにかかわらず、契約締結と同時に、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又はP F I事業者を被保険者とし、更新建設費相当の10分の1以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。なお、P F I事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権に質権を設定し、市に対して当該債券に係る証書及び当該債権に係る債務者の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

10 応募の無効

次のいずれかに該当する応募を無効とする。

- (1) 第2章2項に掲げた応募資格のない者が行った応募
- (2) 応募資格確認申請書に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募
- (3) 提案書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
- (4) 記名押印のない提案書による応募
- (5) 提案書類記載要領を順守しない応募
- (6) その他公募要項等において示した応募に関する条件に違反した応募
- (7) 提案書受付締切日までに提案されない又は到着しない応募

11 応募に必要なとなる書類を示す場所

当該契約に係る公募要項等は、10(2)に掲げる部課において、公告日から平成19年12月28日まで及び平成20年1月4日から平成20年2月8日まで閲覧に供する(土曜日、日曜日及び祝日除く毎日午前8時45分から正午及び午後1時から午後5時15分まで)。

1 2 公募要項等の交付

(1) 交付期間

平成19年11月20日から平成19年12月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時45分から正午及び午後1時から午後5時15分まで）

(2) 交付場所

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市環境創造局環境施設部設備課（関内中央ビル8階）  
電話 045-671-2851（直通）

(3) ホームページ上の交付

1 2 (2)に掲げる場所が無償にて交付するほか、横浜市ホームページ上に掲載する。

## 第5章 優先交渉権者の決定方法等

### 1 優先交渉権者の決定方法

本事業の選定は公募型プロポーザル方式によるものとする。審査は、業務要求水準(業務要求水準書を参照)をすべて満たしていることを確認のうえ、市が定めた審査基準(優先交渉権者選定基準を参照)に基づいて総合的に行うものとする。

提出された提案書類等の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等で構成される「横浜市PFI事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行い、市は、審査結果に基づき優先交渉権者を決定する。

なお、審査の過程において必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、実施日時、場所等を後日連絡する。

### 2 審査委員会

#### (1) 審査委員会の設置

審査委員会は、PFI事業者の審査基準に関する審議及び提出された提案書類等の審査及び優秀提案者の選定を行う。

審査委員会は下記の5名の審査委員で構成される。なお、審査委員会は非公開である。

	氏名	所属・役職
委員長	溝口 周二	横浜国立大学大学院国際社会学部研究科研究科長
委員	池田 陽子	山田・池田法律事務所 弁護士
委員	大西 公平	慶応義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授
委員	松下 倫子	関東学院大学人間環境学部現代コミュニケーション学科教授
委員	宮原 茂	社団法人全国上下水道工務協会 専務理事

五十音順 敬称略

### 3 審査結果の通知及び公表

選定結果は、優先交渉権者決定後、速やかに優先交渉権者に対して通知すると共に、審査結果を市のホームページにおいて公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、優先交渉権者と基本協定書を締結後に公表する。

## 第6章 優先交渉権者決定後の手続

### 1 基本協定の締結

優先交渉権者は、市と速やかに「基本協定書（案）」に基づき基本協定を締結しなければならない。

### 2 特定目的会社の設立

優先交渉権者又は優先交渉権者たるグループの構成員は、本事業を実施するために、事業契約締結時までに「会社法」（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立しなければならない。

特別目的会社への出資条件は、次のとおり。

- (1) 応募グループで本事業に応募する場合は、代表企業を含むグループ構成員で特別目的会社の株式の過半数の株式を保持すること。
- (2) 構成員は必ず特別目的会社への出資を行うこと。また、グループで応募した場合のグループ代表者は総株主の議決権のうち最大の割合を保有すること。
- (3) 応募グループ構成員以外の者が特別目的会社に出資することは妨げないが、その予定がある場合には、提案書でその旨を明記するとともに、応募グループ構成員以外の出資者の出資比率が出資者中最大とならないこと。
- (4) 出資者による特別目的会社の株式の譲渡若しくは担保権設定その他の処分行為又は特別目的会社による株式、新株予約権付社債若しくは新株予約権の発行については、市の事前の承諾を条件とする。

### 3 契約書の作成

事業契約書（案）に基づき、事業契約書を作成するものとする。

### 4 手続における交渉の有無

有り。

### 5 次順位の応募者との協議

事業契約の内容に関する協議が成立しない場合又は事業契約締結までに優先交渉権者又はその構成員のいずれかの者が応募の資格を失った場合は、次順位の応募者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

### 6 事業契約の締結

#### (1) 事業契約の締結

本事業の事業契約については、この契約に必要な予算措置が横浜市議会で可決された後、締結するものとする。

(2) 契約内容

事業契約書（案）において、事業契約を締結する優先交渉権者又は5の場合の次順位応募者が遂行すべき建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額算定方法、支払方法等を定める。

(3) 契約時の基準金利

契約金額は、提案価格を基準日における基準金利で見直した金額とする。基準金利の決め方及び見直しの方法は事業契約書（案）のとおりとする。

(4) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係るPFI事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び市の弁護士費用は除く。）は、事業者の負担とする。

(5) 事業契約を締結できない場合等

指名停止等に該当する場合は、横浜市は事業契約を締結しないことができる。

(6) 内訳書の提出

PFI事業者は、応募者提案に従って、事業契約締結後速やかに事業契約における基準金利に従った内訳書を作成し、市に提出すること。

7 PFI事業者の権利義務等の制限

(1) PFI事業者の特定事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、PFI事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 債権の譲渡

PFI事業者が、市に対して有する発電設備の建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、市の承諾がなければ譲渡することができない。

(3) 債権への質権設定及び債権の担保提供

PFI事業者が、市に対して有する発電設備の建設及び維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の承諾がなければ行うことができない。

8 契約に関わるその他の留意事項

(1) 金融機関との協議

市は、資金調達上の必要があれば、事業の継続性を確保することを目的に、PFI事業者に対し資金を提供する金融機関（融資団を含む。）と直接契約を締結するなど一定の重要事項（事業契約書（案）に定める事項）について、当該金融機関と協議することがある。

(2) 市とPFI事業者の責任分担

ア 基本的考え方

本事業における責任の分担は、基本的にはリスクを最も良く管理できるものがそのリスク管理するという考え方に基づき、適正なリスク分担を行うことにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、新設設備等の建設及び運営・維持管理はPFI事業者がリスクを負うものとするが、市がリスクを負うべき合理的な理由がある事項については、市がリスクを負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市とPFI事業者の責任分担は、事業契約書(案)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容について、事業契約書(案)に示されていない場合は、PFI事業者と市の協議により定めるものとする。

(3) 新規発電設備への抵当権等の設定

本事業でPFI事業者が整備する新規発電設備について抵当権、質権その他の担保権、制限物権を設定することはできない。

## 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、市はP F I事業者が措置を受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

### 2 財政上及び金融上の支援

#### (1) 補助金

第1章5(5)イ参照のこと。

#### (2) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利子融資）の対象事業であり、応募参加者は自らの責任において当該融資を利用することを前提として提案することができる。

当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。但し、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとし、市は、政策投資銀行の同融資制度の趣旨がP F I事業の安定性向上等にあることに鑑み、同行から調達が可能となった際においても対価の見直しは行わない。

## 第8章 事業実施

### 1 基本的考え方

#### (1) 誠実な業務遂行義務

P F I 事業者は、事業契約書の諸条件に従って、提案内容を実現するため、誠実に業務を遂行しなければならない。

#### (2) 事業期間中の選定事業者と市の関わり

ア 本事業は、P F I 事業者の責任において実施される。また、市は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

イ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、市とP F I 事業者は誠意をもって協議する。

### 2 P F I 事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等

#### (1) 設計・建設状況の確認等

##### ア 新規発電設備

##### (ア) 設計完了時

P F I 事業者は、市に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に事業契約に定める設計図書を市に提出し、確認を受ける必要がある。なお、P F I 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合又は市の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

##### (イ) 各種許認可申請時

P F I 事業者は、提案内容によって必要な場合は、例えば建築基準法等関係法令等の関係法令に基づく許可申請書類等を作成し、各法令所管官公庁に申請を行うとともに、市に事前説明及び事後説明を行うこと。

##### (ウ) 工事施工時

P F I 事業者は、提案内容によって必要な場合は、例えば建築基準法等関係法令等の関係法令に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を市に毎月報告させる必要がある。

また、P F I 事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告での施工状況の説明を行う必要がある。

なお、工事中の安全対策、近隣対策等は事業者において十分に行うものとする。

##### (エ) 工事完成時（完工確認）

P F I 事業者は、施工記録を整備し、事業契約に定める竣工図書を市に提出して、建設現場で市の確認を受けるものとする。

##### イ 既設発電施設

P F I 事業者において、設計・建設期間中に、新設施設と併せて既存施設の改修等を行う場合は、上記ア 新設発電施設と同様の取扱いとする。

(2) 維持管理・運営期間中のモニタリング等

市は、維持管理・運営期間中にわたり、事業契約に示された維持管理・運転業務及び発電設備の性能について、本公募要項、業務要求水準書定められた業務要求水準が満たされているかを、日常モニタリング、定期モニタリング、性能検査、随時モニタリングによって確認する。詳しくは事業契約書（案）に定める。なお、具体的なモニタリング内容・方法は、事業契約締結後に定める。

(3) 財務書類の提出

P F I 事業者は、毎事業年度、当該事業年度の公認会計士又は監査法人による監査済みの計算書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、監査報告書とともに毎事業年度経過後3ヶ月以内に市に提出する。

市は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

## 第9章 その他

### 1 その他の留意点

- (1) 応募者は、本公募要項等を熟読し、かつ、遵守すること。
- (2) 公募要項等に定めるものの他、募集の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (3) 本事業の手続きにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 応募者は、提案書類において付保する保険を示すこと。

### 2 事務を担当する所属（問合わせ先）

231 - 0017 横浜市中区港町1 - 1

横浜市環境創造局 環境施設部 設備課（関内中央ビル8階）

電話 045 - 671 - 2851

FAX 045 - 663 - 4313

Eメール ks-gaspfi@city.yokohama.jp

以上

## 現場説明会参加申込書

「横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業」に関する公募要項等の現地説明会への参加について、次のとおり申し込みます。

会 社 名	
所 在 地	
所 属	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E - m a i l	
参 加 人 数	

参加者役職	参加者氏名

《参加者は1社3名までとします。》

平成 年 月 日

## 現場調査申込書

「横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業」に関する現地調査について、次のとおり申し込みます。

現地調査希望日 (午前又は午後のうち希望するものに を付けてください。)

第1希望	月 日( ) ( 午前 / 午後 )
第2希望	月 日( ) ( 午前 / 午後 )
第3希望	月 日( ) ( 午前 / 午後 )

会社名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
参加人数	

参加者役職	参加者氏名

《参加者は1社5名までとします。》

平成 年 月 日

## 関 心 表 明 書

横浜市長  
中田 宏 殿

グループ名称

[代表企業] 所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

「横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業」の公募について、応募提案することに大きな関心を持っていることをグループ予定構成員一覧を添えて表明します。

---

備考 応募者が1社の場合は、グループ名称の記載、グループ構成員等一覧及び委任状の添付は不要。

## グループ予定構成員一覧

グループ名

代表企業	所在地
	商号又は名称
	代表者職氏名
担当者 所属 氏名 Tel E-mail	Fax
本事業での役割 (業務分担を簡潔に記入、一業務を複数企業で分担する場合も各分担を記入する)	
構成員	所在地
	商号又は名称
	代表者職氏名
担当者 所属 氏名 Tel E-mail	Fax
本事業での役割	
協力会社	所在地
	商号又は名称
	代表者職氏名
担当者 所属 氏名 Tel E-mail	Fax
本事業での役割	

- 備考 1 構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。  
2 応募者が 1 社の場合、提出は不要。

平成 年 月 日

公募要項等に関する質問・意見書(第1回)

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業」に関する実施方針について、次のとおり質問等がありますので提出します。

会社名	
所属	
担当者名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

記入上の注意

- ・同じ内容の質問・意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問・意見として記入すること。
- ・質問・意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。

		頁	章	節	項	目	他	質問・意見等
例	公募要項	3	1章	5	(5)	ア	(イ)a	「公募要項3頁 第1 1 (5) ウ (イ)a」の内容についての質問・意見がある場合には、左のように記入して下さい。
1								
2								
3								

平成 年 月 日

## 公募要項等に関する質問・意見書(第2回)

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業」に関する実施方針について、次のとおり質問等がありますので提出します。

会社名	
所属	
担当者名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

## 記入上の注意

- ・同じ内容の質問・意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問・意見として記入すること。
- ・質問・意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。

		頁	章	節	項	目	他	質問・意見等
例	公募要項	3	1章	5	(5)	ア	(イ)a	「公募要項3頁 第1 1 (5) ウ (イ)a」の内容についての質問・意見がある場合には、左のように記入して下さい。
1								
2								
3								